

一般社団法人HIMAP 公的研究費の管理・監査規程

総 則

第1条 目的

この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、一般社団法人HIMAP（以下、「本法人」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、適正な研究活動を推進すると共に、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

第2条 対象とする公的研究費

文部科学省をはじめとする各省庁及び各省庁所管の独立行政法人、その他の政府機関、地方公共団体、特殊法人等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金とする。

責任体系

第3条 最高管理責任者

最高管理責任者は、代表理事とする。当法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

第4条 統括管理責任者

統括管理責任者は、理事の中から最高管理責任者が任命する。最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

第5条 事務処理手続き

公的研究費の事務処理手続きについては、公的研究費を配分する機関の事務処理マニュアルに基づき適正に処理をし、研究者に周知するものとする。

第6条 事務処理手続担当部署及び相談窓口

公的研究費に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する本法人内外からの相談を受け付ける窓口を、事務局内に設置する。

第7条 事務処理に関する事務職員の権限と責任

公的研究費の事務処理に携わる職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分認識し、公的研究費を配分する機関の事務処理マニュアルに基づき処理する。

第8条 研究者の責務

研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、別に定める行動規範を遵守しなければならない。

第9条 関係者の意識向上

統括管理責任者は、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関する説明会の開催等、必要な方策を講じなければならない。

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

第10条 不正防止における責任体制

最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

2. 不正防止対応計画の推進は、統括管理責任者が担当する。

第11条 不正防止対応計画

統括管理責任者は、公的研究費の不正な使用を発生する要因の把握に努めるとともに、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

研究費の適正な運営・管理活動

第12条 公的研究費の適正な運営・管理

公的研究費の適正な運営・管理を次のとおり行なうものとする。

- 1) 公的研究費の執行状況管理及び支出管理、統括管理責任者が行ない、決裁権限を持つ。
- 2) 発注業務は、統括管理責任者の承認を得て、事務担当者が実施するものとする。
- 3) 納品検査等の検収担当を事務局内に配置し、納品確認を徹底する。
- 4) 検収は、発注当事者以外の者を含めた複数の者が実施するものとする。
- 5) 研究者の旅費等の支払いについては、出張報告書及び証票書類により実施確認を徹底する。
- 6) 研究補助者、アルバイトに係る謝金等の支払いについては、雇用依頼者及び事務局担当者が、勤務表により実施確認を徹底する。
- 7) 採択された研究代表者・研究分担者・研究協力者・事務担当者全員は、競争的資金等の公的研究費による研究開始時に、本規定の内容に関する教育を実施し、関係諸規程、ルールを遵守する旨の誓約書（別紙1）を提出させるものとする。
- 8) 関係諸規程、ルールを遵守する旨の誓約書（別紙1）を提出させるものとする。

- 9) 高額な物品購入および外注、もしくは同じ取引先へ2回目以降の注文が発生する場合、取引先業者からは、関係諸規程、ルールを遵守する旨の誓約書（別紙2）を提出させるものとする。
- 10) 誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営にかかわらせないものとする。

第13条 執行状況の確認等

事務局担当者は、随時、公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認のうえ、必要な改善を求めるものとする。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、事務局担当者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

第14条 発注段階での財源の特定

研究者は発注段階において、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、支出財源を特定して発注するものとする。

第15条 不正な取引に関与した業者の処分方針

不正な取引に関与した業者については、取引を停止する。

情報の伝達を確保する体制の確立

第16条 公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口

公的研究費の使用ルール等に関する本法人内外からの相談窓口を、事務局に設置する。

第17条 告発の受付窓口

公的研究費の不正使用に関する本法人内外からの告発の受付窓口は、別に定める通り、事務局とする。

第18条 告発の取り扱い

原則として顕名により行い、不正行為を行なったとする研究者、不正行為の態様、事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的根拠を示している事案のみ受け付けるものとする。不正使用に関する告発を受けたときは、速やかにその情報を最高管理責任者及び統括管理責任者に伝達するものとする。

第19条 告発者の保護

告発者・被告発者・告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。

第20条 本調査委員会の設置について

公的研究費の管理に関して不正又はその疑いの告発があった場合は、最高管理責任者は、本法人の「本調査委員会運営規程」に定める本調査委員会を設置するか否かを判断するための予備調査の開始を、統括管理責任者に命ずる。告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を

確認し、本調査委員会での調査の要否を判断し、必要な場合は、本調査委員会を設置し、配分機関等及び文部科学省に報告する。

2 最高管理責任者が調査が必要と判断した場合には、本調査委員会設置後30日以内に本調査を開始する。本調査委員会の運営については別途規程により定める。

モニタリング及び監査

第21条 モニタリング及び内部監査

公的研究費の執行に係るモニタリング及び内部監査は、財務状況に関する経理監査及び不正防止のための体制の検証を含むものとし、管理・監査部門が毎年度末決算の会計監査と同時期に行う。（対象：前年度の契約実績の約10%を抽出、方法：会計書類の検査並びに使用状況等に関する研究者からのヒアリング）

また、監査部門が必要と判断した場合には、別途抜き打ちで監査を行うこととし、実施時期については、把握された不正発生要因等に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図ることとする。

- 1) 経理監査は監事が行なうこととし、防止計画推進担当である統括管理責任者と連携のうえ、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査及び検証を行なう。
- 2) 経理監査以外の業務監査は防止計画推進担当である統括管理責任者が行なうこととし、公的研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて、不正が発生するリスクに対し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチを重視したモニタリング及び監査を行なう。

第22条 監査結果報告

監査責任者は、監査結果をとりまとめ、監査結果報告書を代表理事へ提出することとする。また、監査結果については、コンプライアンス教育の一環として当法人内に周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

附則

この実施基準は、平成24年9月1日より施行する。

令和3年6月1日に名称を「公的研究費の管理・監査規程」と変更し、内容を改定した。

●公的研究費の管理・監査における責任体系

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	代表理事	当法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

<p>統括管理責任者</p>	<p>理事</p>	<p>最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当法人全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正防止対応計画推進の担当を兼任する。また、最高管理責任者のもと、告発に対する予備調査や、本調査委員会設置後の委員に対する告発者や被告発者の異議について調査を行い、本調査の要否、委員交代の要否を最高管理責任者ととも決定する。</p>
<p>窓口</p>		<p>担当</p>
<p>公的研究費の使用に関するルール等の相談、及び不正使用に関する告発</p>		<p>事務局</p>